

本市で過去に募集を行った広告手法

【令和6年3月時点】

・Webサイトへのバナーによる広告掲載
・印刷物への広告掲載
・封筒への広告掲載
・壁面等へのポスターやパネルによる広告掲載
・街路灯バナーフラッグへの広告掲載
・パンフレットラックへの広告掲載、パンフレットラックへの広告物の配架
・ディスプレイ（モニター）への広告掲載
・車体への広告掲載
・ストラップへの広告掲載
・ステッカーへの広告掲載
・レシートへの広告掲載
・番号札への広告掲載
・椅子への広告掲載
・記載台への広告掲載
・フロアマットへの広告掲載
・AED（自動体外式除細動器）の設置に伴う広告掲載
・ハンドソープの設置に伴う広告掲載
・イベントへの協賛に伴う広告掲載
・グリーンウォールの設置に伴う広告掲載

※提案内容の審査にあたっては、提案を受けた時点において、審査基準である「本市で過去に募集を行った又は実施を検討中の手法ではないか」を確認します。

※詳細については、問合せ先へお問い合わせください。